

令和6年第4回大台町議会定例会

提出議案概要



令和6年12月

同意第 2 1 号 大台町教育委員会委員の任命について

【理由】

大台町教育委員会委員 1 名の任期が、令和 7 年 2 月 2 3 日をもって満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるもの

【任命者】

氏名 : さるき 猿木 しげひさ 茂久 氏 （再任）

経歴 : 定例会資料を参照

任期 : 令和 7 年 2 月 2 4 日から令和 1 1 年 2 月 2 3 日まで（4 年）

議案第69号 財産の無償譲渡について

【理由】

令和6年度において、既に区の承諾を得て公の施設としての位置づけを廃止した下記の2施設において、当該施設の管理者である区（認可地縁団体）に対して無償譲渡を行いたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

【内容】

➤ 財産の表示

（1）柳原集会所

所在地 多気郡大台町柳原字神殿633番地、634番地1
構造 鉄骨造スレート葺き平屋建
延床面積 162.66㎡

（2）大滝地区農業構造改善センター

所在地 多気郡大台町大ヶ所字下之段595番地1
構造 鉄骨造スレート葺き平屋建
延床面積 170.04㎡

➤ 相手先

（1）柳原集会所

多気郡大台町柳原
柳原区

（2）大滝地区農業構造改善センター

多気郡大台町大ヶ所
大ヶ所区

**議案第70号 大台中学校屋上等防水改修工事2期工事（屋内運動場等）
請負契約の変更について**

【契約の概要】

工 事 名：学校施設環境改善交付金事業
 大台町中学校屋上等防水改修工事2期工事（屋内運動場等）
入 札 日：令和6年5月17日（一般競争入札）
議 決 日：令和6年6月21日
相 手 方：山二建設株式会社
工事期限：令和6年12月27日

変 更 前 167,255,000円
増 減 △9,398,400円
変 更 後 157,856,600円

【内容】

防水工事の実施について、ひび割れ補修の延長が減少したため、工事請負金額を減額するもの。

議案第 7 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

【改正理由】

令和 4 年に成立した、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）において、懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑を創設する改正がなされ、同法が令和 7 年 6 月 1 日に施行されることに伴い、条例中の懲役及び禁錮の文言を拘禁刑に改めるなどとともに、同法の施行に伴う関係法律の整理法に規定している経過措置と、同様の経過措置を設けるもの。

【改正内容】

- 1 懲役、禁錮の文言を、拘禁刑に改める。
- 2 過去に罰則規定を含む条例の改廃を行った際に設けた経過措置の規定を適用する場合等に、今回の刑法改正に伴ってその罰則の適用に影響が生じないようにするための経過措置を設ける。
- 3 欠格条項など、懲役や禁錮に処せられた者やこれらの刑で起訴された者を人の資格制限の対象としている場合等に、今回の刑法改正に伴ってこれらの刑が拘禁刑に改正されたとしてもその対象となる範囲に影響が生じないようにするための経過措置を設ける。

【施行期日】

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）の施行の日

議案第72号 大台町防災コミュニティセンター条例の制定について

【改正理由】

学校法人KTC学園に譲渡が予定されている領内地域総合センターの貸館機能を領内地域避難所に移転するとともに、既設の岩井避難所と併せて新たに防災コミュニティセンターとして位置付けるもの。

【内容】

- 1 災害発生時等における住民の避難所に供し、住民の地域活動の拠点として、災害に強いまちづくりに資するため、大台町防災コミュニティセンター（以下「防災センター」という。）を設置する。【第1条 設置】
- 2 防災センターの名称及び位置は、次のとおりとする。【第2条 名称等】

名称	位置
大台町領内地域防災コミュニティセンター	大台町小滝173番地1
大台町大杉谷地域防災コミュニティセンター	大台町岩井291、288番地

- 3 防災センターは、次の機能を有する。【第3条 機能】
 - (1) 災害発生時等における応急対策の活動拠点及び避難所に関する機能
 - (2) 防災に関する資機材及び備蓄品の保管に関する機能
 - (3) コミュニティーの活性化につながる活動に資する機能
- 4 使用料の額を次のとおり定める。【第10条 別表】

(単位：円)

時間 区分	9 : 00 ~ 12 : 00	13 : 00 ~ 17 : 00	18 : 00 ~ 22 : 00	9 : 00 ~ 22 : 00	備考
大部屋	1,500	1,500	2,000	5,000	
洋室	1,000	1,000	1,500	3,500	

【施行期日】

規則で定める日

議案第73号 大台町出張所条例の一部改正について

【改正理由】

学校法人KTC学園に譲渡が予定されている領内地域総合センター内にある領内出張所について、現行の領内地域避難所の敷地内に移転するため、当該条例別表 大台町領内出張所の項の位置を改めるもの。

【改正内容】

別添「令和6年 第4回大台町議会定例会資料」をご覧ください。

【施行期日】

規則で定める日

議案第74号 大台町宮川地域総合センター条例の一部改正について

【改正理由】

学校法人KTC学園に譲渡が予定されている領内地域総合センターの廃止に伴い、本条例において規定すべき施設は真手地域総合センターのみとなるため、題名の改正、第1条及び第2条により名称及びセンターの位置の改正、併せて別表を改正するもの。

【改正内容】

別添「令和6年 第4回大台町議会定例会資料」をご覧ください。

【施行期日】

規則で定める日

議案第75号 大台町職員の給与に関する条例の一部改正について

【改正理由】

大台町の職員のうち町外に居住する者が年々増加傾向にある中、職員の町内居住を促進し「災害即応力の向上」「地域貢献活動への寄与」「町内消費の増加」「住民税の町外流出抑制」を図るべく、町内居住者と町外居住者の間で住居手当について一定の差を設けるために、所要の改正を行うもの。

【改正内容】

第15条（住居手当）の改正

- 1 本町の区域外に所在する住宅を借り受けている場合
規定により算出した額の5分の3に相当する額とする。
- 2 本町の区域内に所在する住宅を借り受けている場合
規定により算出した額に5,000円を加算した額とする。

【施行期日】

令和7年4月1日

議案第76号 大台町税条例の一部改正について

【改正理由】

私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）が令和5年5月8日に公布され、また公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）が改正され令和6年5月22日に公布されたことに伴い「大台町税条例」の一部を改正するもの。

【改正内容】

- 1 寄附金税額控除について、公益信託に関する法律の改正により「金銭」が「寄附金」と明確に表現されることに伴い「金銭」の部分を削除。また、引用法令が公益信託に関する法律から所得税法に変更となることから該当部分を改正。
- 2 私立学校法の一部が改正され、第64条第4項が第152条第5項に変更となったことによる改正。
- 3 国の準則に合わせ、公益法人等に係る町民税の課税の特例を削除。

【施行期日】

令和7年4月1日。ただし、第34条の7第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定は、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日。

**議案第 77 号 地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する
条例の一部改正について**

【改正理由】

厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会が取りまとめた「介護保険制度の見直しに関する意見」で、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、柔軟な職員配置を進めることが適当である。」とされたことや、令和5年地方分権改革提案で、地域包括支援センターの職員確保が困難なため配置要件の見直しの提案がなされたこと等を踏まえ、地域包括支援センターの柔軟な職員配置を可能とするための省令（令和6年厚生労働省令第61号）が令和6年4月に施行された。このことへの対応として、関係条例の一部改正を行うもの。

【改正内容】

- 1 地域包括支援センターに配置すべき3職種（保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員。以下同じ。）の員数について、第一号被保険者の数および地域包括支援センターの運営の状況を勘案して、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることを可能とする。【第2条第1号及び第2号】
- 2 地域包括支援センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数の地域包括支援センターが担当する区域ごとの第一号被保険者の数を合算した数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに地域包括支援センターに配置すべき3職種の常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該一地域包括支援センターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすこととするよう緩和する。この場合において、質の担保の観点から、当該一地域包括支援センターは、3職種のうちいずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないとする。【第2条第2号及び第3号】
- 3 本条例を改正することにより、大台町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例において引用先の項ズレが生じるため、当該項ズレの修正を行う。【附則第2項】
- 4 その他、所要の改正を行う。

【施行期日】

公布の日

議案第78号 大台町公共浄化槽の整備に関する条例の一部改正について

【改正理由】

近年の電気料金を始めとする物価高騰、浄化槽の保守点検料、清掃料の値上がりなどにより、厳しくなっている生活排水処理事業の経営改善を図ることを目的に、公共浄化槽使用料を改定し、併せて町が負担する電気料金について、その使用料から控除する方式に改めるために所要の改正を行うもの。

【改正内容】

別添「令和6年 第4回大台町議会定例会資料」をご覧ください。

【施行期日】

令和7年4月1日

議案第79号 大台町公共下水道条例の一部改正について

【改正理由】

近年の電気料金を始めとする物価高騰、浄化槽の保守点検料、清掃料の値上がりなどにより、厳しくなっている生活排水処理事業の経営改善を図ることを目的に、公共下水道使用料を改定し、併せて下水道排水設備指定工事店の責任技術者に係る規制の見直しを行うため、所要の改正を行うもの。

【改正内容】

別添「令和6年 第4回大台町議会定例会資料」をご覧ください。

【施行期日】

令和7年4月1日

議案第80号 大台町水道事業給水条例の一部改正について

【改正理由】

近年の電気料金を始めとする物価高騰などにより、厳しくなっている事業経営の改善を図ると共に、老朽化が進む施設更新の財源を確保することを目的に、水道料金を改定し、併せて現在消費税相当額を内税表示としている開栓手数料について外税表示に改める。

また、給水装置の所有者の代理人に関する条項について、現状に照らし合わせ削除するもの。

【改正内容】

別添「令和6年 第4回大台町議会定例会資料」をご覧ください。

【施行期日】

令和7年3月20日

議案第 8 1 号 大台町簡易給水施設条例の一部改正について

【改正理由】

平成 2 9 年 4 月 1 日に実施された簡易水道事業から水道事業への移行に伴い本条例について改正を行った際、本来町長部局で所管すべき「簡易給水施設」を水道事業の所管としたことについて、誤りを修正すべく所要の改正を行うもの。

【改正内容】

別添「令和 6 年 第 4 回大台町議会定例会資料」をご覧ください。

【施行期日】

公布の日

議案第 8 2 号 令和 6 年度大台町一般会計補正予算（第 8 号）

議案第 8 3 号 令和 6 年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 8 4 号 令和 6 年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 8 5 号 令和 6 年度大台町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 8 6 号 令和 6 年度大台町水道事業会計補正予算（第 3 号）

議案第 8 7 号 令和 6 年度大台町生活排水処理事業会計補正予算（第 3 号）

別冊「令和 6 年度補正予算説明資料（第 4 回定例会）」をご参照ください。